

事業計画（岩手県山田町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	8 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	8 地区海岸

② 堤防高

9月26日及び10月20日に堤防高を公表※。

重茂海岸：T.P. 14.1m（対象津波：明治三陸地震）

山田海岸：T.P. 9.7m（対象津波：明治三陸地震）

船越湾：T.P. 12.8m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(山田町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
浦の浜	412	堤防、排水樋門	6.60	11.60	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
小谷島	362	堤防、排水樋門、船引扉門	8.00	12.80	—	H23.12	調整中	調整中	調整中	・調整中
大沢漁港	2,943	防潮堤	4.00	9.70	完了	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・応急復旧 ・用地買収
山田漁港	1,846	防潮堤	4.00	9.70	完了	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・応急復旧 ・用地買収
大浦漁港	1,749	防潮堤	6.60	9.70	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
船越漁港	1,351	防潮堤	8.40	12.80	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
織笠漁港	1,714	防潮堤	4.80	9.70	—	H23.11	H24.1	H24.4	H27.3	・用地買収
船越南	424	防潮堤、水門	8.35	12.80	完了	H23.11	調整中	調整中	調整中	・応急復旧

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

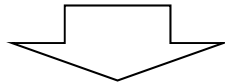
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

岩手県沿岸の地域海岸分割図

《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系関口川水系など※¹、3水系3河川7箇所※²での災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積みによる応急対策を完了。

- ② 平成23年内に、全7箇所の災害査定を完了予定。

平成23年度内に設計、地元調整等の施工準備が整う1箇所、平成24年度初頭に設計、地元調整等の施工準備が整う1箇所について、それぞれ施工準備が終了次第、本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

残る5箇所についても、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 破堤等の被害が生じていることから、警戒体制を強化。避難判断水位等の引き下げについても検討中。

- ④ 成果目標 平成23年度

○ 県管理区間（災害復旧事業）

全7箇所について、平成23年内に災害査定完了予定

平成23年度内に設計、地元調整等の施工準備が整う1箇所、平成24年度初頭に設計、地元調整等の施工準備が整う1箇所について、それぞれ施工準備が終了次第、本復旧に着手し、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる



3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約40haの農地及び農業用施設に甚大な被害

② 今後の対応

- ・ 現在、岩手県と山田町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。
- ・ 国としても、県・町と共に、地元の意向や復興計画等を踏まえた農地・農業用施設の復旧に向けて適切に対応。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 浦の浜
- ② 海岸防災林の防潮工 120m、林帯 3.06 h a が被災。
- ③ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧に今年度中に着手し、概ね 4 年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し概ね 6 年で完了させることとして、全体の復旧を概ね 10 年で行うことを目指す。

(保全対象：町道、町営宿泊施設、農地等)

- ① 箇所名： 前須賀
- ② 海岸防災林の林帯 1.4 h a が被災。
- ③ 今年中に、山田町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。なお、海岸防災林の造成は、再生方針決定後、海岸防災林造成事業により着手する予定。

(保全対象：町道、町営宿泊施設、農地等)

- ① 箇所名： 小谷鳥
- ② 海岸防災林の林帯 1.4 h a が被災。
- ③ 今年中に、山田町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。

(保全対象：町道、小谷鳥地区集落、農地等)

5. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<山田町立学校>

東日本大震災により被災し、津波によって甚大な被害を受けた船越小学校について、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、早期の復旧を目指す。

付近山林への高台移転新築を計画し、平成 23 年度から事業着手、平成 25 年度完成、平成 26 年度開校を目標とする。

<県立学校>

山田町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の 1 校について、比較的軽微な被害に留まることから、平成 23 年度内の事業着手、平成 24 年 6 月末までの復旧完了を目標とする。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の 1 園について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 甚大な被害を受けた 1 園については、施設の被害状況や当町の幼児教育需要等や認定こども園化など総合的に判断し、建替え及び修繕の工法を検討しているところであり、平成 23 年度内に方針を決定し、平成 24 年度末までに復旧完了を目指す。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<山田町立社会教育施設>

東日本大震災により被災した町立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の 8 施設について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 甚大な被害を受けた地区集会所の 5 施設と、3 つの社会体育施設（町立艇庫、山田海洋センター艇庫、山田勤労者体育センター）については、平成 24 年度からの事業着手、平成 25 年度内の復旧完了を目標とする。鯨と海の科学館は平成 24 年度着手、平成 26 年度の復旧完了を目標とする。

6. 土砂災害対策

- ①本年 8 月末までに、町内約 250 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 5 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度 5 強を観測した山田町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 399 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物を平成 24 年 3 月までを目途に仮置場へ移動させる。なお、11 月 8 日現在、全ての災害廃棄物の 82%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く。）の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、隣接者との境界確定に時間を要し、建物基礎の撤去が早期に行えないため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
損壊した公物の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(岩手県山田町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● ●	計画堤防高さの公表 (9/26、10/20 岩手県公表)									
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策 (県管理河川)													
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、町策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
			出水期				出水期				出水期		
	(※)警戒態勢を強化												
3. 農地・農業用施設													
農業用施設	がれきの撤去		本復旧 (市町村策定の復興計画、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)										
農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等を進め、復旧次第、営農再開(地域の意向により、区画整理を実施)										
(注)現在、岩手県と町は連携して、農業団体等に対する意向確認や具体的復旧方法の検討を進めており、県は11月末を目途に、平成24年度の営農に向けた農地の復旧面積等を取りまとめる予定。													

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林													
(摂待地区)	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね4年で完了) → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)												
(前須賀地区)	今年中に再生方針を決定 海岸防災林の再生に向けた事業を実施												
(小谷鳥地区)	今年中に再生方針を決定 海岸防災林の再生に向けた事業を実施												

		H23				H24				H25				H26以降	
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
5. 学校施設等															
幼稚園・ 小中高 等学校 等	<町立学校>														
	甚大な被害を受けた学校の復旧				校舎等の本格復旧										
	<県立学校>														
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	施設の本格復旧（1校）													
	<私立学校>														
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧														
	甚大な被害を受けた学校の復旧	工法検討等				園舎等の本格復旧									
※ 町の教育需要や認定こども園化等を総合的に判断して復旧工法を平成23年度内に決定し、平成24年度末までに工事完了を目標とする。															

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設(社会体育施設・公立文化施設を含む)	＜町立社会教育施設＞													
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧				施設の本格復旧									
6. 土砂災害対策		土砂災害危険箇所の点検等 (※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
7. 災害廃棄物の処理		(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物) (その他の災害廃棄物) (中間処理・最終処分)												
				</										